

令和
8
年度

自治会・自治会連合会の皆さまへ コミュニティ助成事業 のご案内



自治会活動に使用する備品購入や集会所の建設などに助成金が交付されます！

1 一般コミュニティ助成事業

自治会・自治会連合会活動に必要な備品(建築物・消耗品は除く)の整備
例：パソコン、印刷機、会議机、草刈機の購入など

助成額 100万円～250万円 (10万円単位)

2 コミュニティセンター助成事業 ※認可地縁団体名義での建物登記が必要

集会所等の建設または大規模修繕

助成額 対象となる事業費の5分の3以内 (上限2,000万円、10万円単位)

3 青少年健全育成助成事業

スポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、親子で参加するソフト事業
例：自治会主催の親子イベントなど

助成額 30万円～100万円 (10万円単位)

スケジュール



注意事項

- ✓ 事業の採択は自治総合センターが行います。必ず採択されるとは限りませんのでご了承ください。
- ✓ 上記スケジュールのとおり、令和8年度中に事業を実施していただくものです。
- ✓ 事業で整備する備品等に宝くじの広報表示を行うことが必要です。

申請期間が短いため、「この内容で申請できるかな?」「下限額に満たないけれどどうしよう」など、ご不明な点がある場合や、申請を検討される自治会・自治会連合会は、お早めにご相談ください。



コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を目的に、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対し助成を行うものです。

お問い合わせ

城陽市 市民活動支援課

☎0774-56-4001 ✉shiminkatsudo@city.joyo.lg.jp



詳しくは
市HPへ

